

小田原市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年5月26日

小田原市監査委員	数	馬	勝
小田原市監査委員	近	藤	正道
小田原市監査委員	鈴	木	敦子

## 令和5年定期監査の結果に関する報告書

### 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づく監査  
（同法第199条第4項の規定による定期監査として実施）

### 第3 監査の対象

#### 1 令和4年度の市の財務に関する事務の執行

- (1) 令和4年4月から10月に執行したもの（令和4年3月以前に締結し4月以降継続している契約の締結を含む）
- (2) 上記期間に行った契約締結、補助金交付決定、支出負担行為に基づき同期間以降に行った支払、精算等
- (3) 令和5年1月における財産の管理  
（監査対象部局）

企画部	企画政策課、職員課、未来創造・若者課、デジタルイノベーション課、ゼロカーボン・デジタルタウン推進課
防災部	防災対策課
福祉健康部	福祉政策課、生活援護課、高齢介護課、障がい福祉課、保険課、健康づくり課
病院管理局	経営管理課、病院再整備課、医事課
消防	消防総務課、予防課、警防計画課、救急課、情報司令課、小田原消防署、足柄消防署
教育部	教育総務課、保健給食課、教育指導課
監査事務局	
市議会事務局	議会総務課
	広報広聴室、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

※令和5年4月1日現在の組織名で記載している。

※病院管理局については、例月現金出納検査や決算審査において財務に関する事務の執行を一定程度検証していることから、医業収益（審査支払機関への請求分）の収入事務及び医療事務業務委託契約に係る個人情報の管理体制のみを対象とした。

#### 2 令和4年度に市が負担金又は貸付金を支出した団体のうち、市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務の執行及び当該団体の現金管理

負担金・貸付金名称	市職員が事務局を担う団体	所管課
おだわらSDGs実行委員会負担金	おだわらSDGs実行委員会	未来創造・若者課
小田原市生涯現役推進協議会 運営費貸付金	小田原市生涯現役推進 協議会	未来創造・若者課

ねんりんピック神奈川 2022 小田原市実行委員会負担金	ねんりんピック神奈川 2022 小田原市実行委員会	高齢介護課
---------------------------------	------------------------------	-------

### 3 令和2年度から令和4年度の事業管理

対象事業	所管課
移住定住促進事業 (小田原市移住PR広告業務ほか)	企画政策課
高齢者筋力向上トレーニング事業 (高齢者筋力向上トレーニング事業業務委託)	健康づくり課
放課後児童健全育成事業 (小田原市放課後児童クラブ運営業務委託)	教育総務課

## 第4 監査の目的

- 1 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるか。
- 2 市が負担金又は貸付金を支出した監査対象部局所管の団体のうち市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務が当該負担金又は貸付金の目的に沿って行われ、団体の現金管理は正確であるか。
- 3 監査対象の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか。

## 第5 監査の着眼点

上記第4の各事項を検証するため、本市における財務事務の手続の流れ、過去の監査結果や不祥事例等を踏まえて設定した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

なお、例月現金出納検査や決算審査の中で検証するリスクはそれらに委ねることとした。

### 1 財務に関する事務の執行

#### (1) 契約事務

No.	重要リスク	着眼点
1	契約における透明性・公正性・競争性が確保されないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的に分割している契約はないか</li> <li>・随意契約（単独見積り）による場合、その理由は適正か</li> <li>・プロポーザル方式による場合、その契約は適正に執行されているか</li> <li>・事業者選定の偏り、固定化はないか</li> </ul>
2	不適正な契約が締結されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用力が不確かな事業者と契約していないか</li> <li>・見積り期間・予定価格決定手続・代理人選定手続・落札者の決定は適正か</li> <li>・契約保証金は適正に徴収されているか</li> </ul>
3	締結した契約が適正に履行されないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に不可欠な事項が契約書・仕様書に記載されているか</li> <li>・履行・納品が不完全なまま支払がされてい</li> </ul>

		いか
4	業務委託の成果が予算目的に適合しないリスク	・業務委託により求められる成果が仕様書に明瞭に記載されているか
5	委託業務の受託者により市民の個人情報の流出・紛失が起るリスク (質的重要性に係るリスク)	・業務における個人情報の取扱いに応じて契約書に約定すべき内容を定めているか。 ・個人情報を市が提供している契約につき、契約書に定めた事項の履行を業務の受託者に対し、確認しているか

(2) 支出事務

No.	重要リスク	着眼点
1	不要・不適正な支出がされるリスク	・報償費支出の理由・根拠は明確かつ適切か ・補助金の額の算定・時期・手続は法令等に則っているか
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	・補助は予算目的（議決の主旨）に適合しているか、要綱は妥当か ・事業計画、交付条件どおりに補助金が使用されているか（実績報告にてその確認を行っているか）
3	現金の横領が発生するリスク (質的重要性に係るリスク)	・給付金支出において、職員の不正に対する防止・抑止策が講じられているか
4	交付金の透明性が確保されないリスク (質的重要性に関するリスク)	・政務活動費について、提出された収支報告書等に対し、用途の透明性を確保すべく必要なチェック等の取組が行われているか

(3) 財産管理・収入事務

No.	重要リスク	着眼点
1	財産の不適正な処分・貸付・使用許可が行われるリスク	・財産の処分手続・相手・金額は適正か ・財産の目的外使用許可・貸付の理由・期間・条件は適正か、使用料・貸付料を減免している場合、減免の理由・金額は適正か ・公の施設の使用料を減免している場合、減免の理由・金額は適正か
2	収入すべき額や時期が正しく認識されず、適切な収納が行えないリスク	・財産の使用料・貸付料の算定・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・公の施設の使用料の算定・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・手数料及び雑入の調定期限・金額・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・保険料及び診療報酬の調定の時期や金額に誤りはないか、調定漏れはないか

3	収納金が会計管理者に的確に払い込まれず、適切に債権管理が行えないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納員収納金は所定の期限内に指定金融機関等に払い込まれているか</li> <li>・収納事務受託者の収納金は所定の期限内に指定金融機関等に払い込まれているか</li> </ul>
4	現金・物品の横領・紛失が発生するリスク (質的重要性に係るリスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納員収納金の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか</li> <li>・登録された備品は実在するか</li> </ul>
5	収納金の取扱いに関し市民に不安を生じさせるリスク (質的重要性に係るリスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納事務委託の告示・公表は正確かつ明瞭か</li> <li>・収納印の作成・管理は適正に行われているか</li> <li>・収納事務受託者の収納事務手続・払込手続は適正か</li> <li>・所管課は受託者に対する監督指導を行っているか</li> </ul>

## 2 市職員が事務局を担う団体の負担金又は貸付金に係る出納その他の事務・現金管理

No.	重要リスク	監査の着眼点
1	負担金又は貸付金を支出する目的が達成されないリスク	・負担金又は貸付金が目的外の経費に充当されていないか
2	現金の横領・紛失が発生するリスク(質的重要性に係るリスク)	・市職員が事務局を担う団体の保管金の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか

## 3 事業管理

No.	重要リスク	監査の着眼点
1	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果測定の指標、測定の仕方は適切か</li> <li>・委託の効果を検証し、次の業務の遂行(業務改善や業務計画)に活かしているか</li> </ul>

## 第6 監査の実施内容

- 1 財務に関する事務の執行及び市職員が事務局を担う団体の負担金又は貸付金に係る事務の執行の監査については、識別・評価したリスク及び監査の着眼点を踏まえて、抽出により執行決裁文書、契約書、伝票、帳簿その他関係書類の提出を求め、それらの閲覧及び証憑との照合を行った。

それらのうち、質的重要性に係るリスクを識別した出納員収納金及び備品の管理については、調査票及びレジスタージャーナル、収納金払込書等の証憑類の提出を求め、閲覧及び照合を行い、負担金又は貸付金を支出した団体の現金管理については実査を行った。また、委託契約における個人情報の取扱いについては、契約書及び質問票の提出を求め、監査の着眼点を踏まえてそれらの閲覧を行い、給付金の支出については、監査の着眼点を踏まえて関係職員に質問を行った。政務活動費については、監査の着眼点を踏まえて関係職員に質問を行うとともに、収支報告書及び添付書類の閲覧を行った。なお、議員のうちから選任された監査委員は、政務活動費に係る事務の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除外した。

- 2 事業管理の監査については、監査対象の事業に関する質問票、事業の成果に係る書類その他関係書類の提出を求め、監査の着眼点を踏まえてそれらの閲覧を行うとともに、関係職員からの説明聴取を行った。

## 第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確に行われていると認められた。

### [除外事項]

- (1) 委託契約における個人情報の取扱いの明示及び受託者の個人情報管理体制について

[福祉健康部生活援護課 高齢介護課、病院管理局医事課、企画部職員課]

委託契約において、市は、小田原市個人情報保護条例（令和5年4月1日以後は、「個人情報の保護に関する法律」）及び個人情報取扱事務委託要領に従い、個人情報を保護するために約定すべきことを契約書に明記しなければならない。

しかしながら、市が受託者に個人情報を引き渡す被保護者健康管理支援事業業務委託契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称（以下「文書名称等」という。）を契約書に明記していなかったほか、地域包括支援センター運營業務委託契約及び医療事務業務委託契約においても、文書名称等を契約書に明記していなかった。

また、個人情報を引き渡すものではないが、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されている職員住宅解体撤去工事に伴う環境影響調査業務委託（家屋等事後調査）においては、個人情報管理体制の届出について契約書に明記していなかった。

個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

- (1) 滞納繰越調定の時期及び方法について [福祉健康部保険課 高齢介護課]

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納繰越について、令和4年3月31日時点の収入未済額（国民健康保険料183,291,870円、後期高齢者医療保険料11,938,075円）を令和4年4月1日に繰越調定しておらず、令和4年5月31日時点の収入未済額（国民健康保険料225,682,710円、後期高齢者医療保険料11,887,865円）を、令和4年4月1日付けで繰越調定していた。

また、介護保険料の滞納繰越について、令和4年3月31日時点の収入未済額（30,101,366円）を令和4年4月1日に正しく繰越調定していたにもかかわらず、その後、全額減額調定した上で、令和4年5月31日時点の収入未済額（30,195,996円）を、令和4年4月1日付けで繰越調定していた。

過年度の未収金が繰越しされた年度の3月31日までに収入できなかった場合は、翌年度の4月1日に繰越調定し、その後、額を変更する場合は、必要な増額又は減額の調定を行わなければならない。

(2) 収納金の払込みについて [消防本部消防総務課]

小田原市財務規則第 54 条において、出納員は、収納の日の翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとし、事業所の出納員にあつては、収納金を収納した日から 5 日以内に指定金融機関等に払い込むこととされている。しかしながら、消防手数料について、当該事業所の出納員は収納金を収納した日から 5 日を超えて指定金融機関等に払い込んでいた（8 件、総額 323,400 円）。

出納員は規則に指定する日までに収納金を払い込まなければならない。

(3) 収入金計算簿への収納金の記載について [福祉健康部保険課]

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の出納員収納金の一部（国民健康保険料 4 日分計 164,100 円、後期高齢者医療保険料 1 日分 9,690 円）について、小田原市財務規則第 134 条に規定する収入金計算簿に記載していなかった。

収入金計算簿は出納員が現金を取り扱ったことの記録となるものであり、記載は確実にを行う必要がある。

(4) 少額随意契約について [消防本部消防総務課]

足柄消防署仮眠室個室化工事について、見積日が近接し、かつ、工期が重複した 2 件の少額随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する随意契約をいう。）により、同一業者に発注していた（①1,289,200 円、②909,700 円）。

松田分署仮眠室個室化工事についても、見積日が近接し、かつ、工期が重複した 2 件の少額随意契約により、同一業者に発注していた（①999,900 円、②699,600 円）。

また、物件供給（抗原迅速テスト）についても、少額随意契約により、同一物件を短期間に同一業者に発注していた（4 件、総額 1,056,000 円）。

いずれの事例も分割発注が疑われる内容であり、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。

(5) 指名業者の選定について [消防本部消防総務課]

足柄消防署仮眠室個室化工事及び松田分署仮眠室個室化工事に係る随意契約において、同一業者が受注した 4 回の契約の見積り合わせの相手が、他に履行可能な業者がいるにもかかわらず全て同じ業者であった。

同一の受注業者の見積り合わせの相手として、高い見積書を提出している業者の指名を続けることは、他にも業者がいる中で見積り合わせの公正性及び公平性を損なうことから、業者の指名は、見積額の実績に応じて行うなどの対応が求められる。

(6) 随意契約における契約相手の信用状態の把握について

[企画部企画政策課 未来創造・若者課]

小田原市契約規則第 3 条は、契約を締結するに当たり、契約相手の信用状態を的確に把握することとしている。しかしながら、市は、小田原市ブース出展・管理等業務委託契約、子育て世代向け PR 業務委託契約及び産学官連携プロジェクト研究業務委託契約（いずれも入札参加資格の登録をしていない事業者との随意契約）の締結に際し、契約相手の信用状態を把握していなかった。なお、現時点において、契約締結後ではあるが、市は契約相手の信用状態に問題がないことを確認している。

契約を締結する際は、締結前に契約相手の信用状態の把握に努めなければならない。特に、入札参加資格の登録をしていない事業者と契約できる随意契約においては、十分に注意を払うことが必要である。

(7) 落札予定価格の金額について [企画部企画政策課]

小田原市契約規則第7条及び第22条の3において、予定価格は総額で定めることとされているが、ふるさと応援寄附金事業管理運営業務委託契約において、落札予定価格を消費税及び地方消費税を含まない金額（寄附金額に対して4.0%）で記載していた。

落札予定価格は、消費税及び地方消費税を含む額としなければならない。

(8) 随意契約に係る見積手続について [消防本部消防総務課]

救急救命士の再教育研修委託契約において、決裁文書には総額（1,920,000円）を記載しているが、落札予定価格及び見積書には単価（80,000円）を記載しており、単価（80,000円）をもって見積金額を決定していた。さらに、契約は総額（1,920,000円）で締結していた。

また、救急救命士就業前病院実習委託契約において、決裁文書及び落札予定価格には単価（240,000円）を記載しており、見積書には総額（960,000円）を記載していたが、単価（240,000円）をもって見積金額を決定し、単価契約を締結していた。

契約金額は、適切な見積手続に沿って定めなければならない。

(9) 賃貸借契約執行の専決者について [福祉健康部健康づくり課]

新型コロナワクチン集団接種会場使用料（契約金額1,708,300円）について、当該契約の執行は部長の専決事項であるところを課長の決裁により執行していた。

小田原市事務決裁規程の専決の区分に基づき適正に執行する必要がある。

(10) 業務委託契約書の作成について [防災部防災対策課]

集中備蓄庫等整理等業務委託（契約金額1,155,000円）の契約書について、発注者と受注者双方が遵守すべき事項が記載されていなかった。

契約の締結に当たっては、必要事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(11) 業務委託の履行確認について [消防本部消防総務課]

発信者位置情報通知 IP-VPN 回線の光回線改修作業業務委託（契約金額1,435,500円）の契約書仕様書において、事業者は、工程表、試験成績書及び作業報告書を提出させることと定めている。しかしながら、市は、これらの書類の提出を受けず、簡易な書面をもって履行を確認し、事業者は委託料を支払っていた。

履行状況を的確に確認した上で、委託料を支払わなくてはならない。

(12) 備品の管理について

[防災部防災対策課、教育部教育総務課、市議会事務局議会総務課、福祉健康部障がい福祉課]

備品登録から年数が浅く、持ち運びが容易な備品の管理について重点的に監査したところ、既に廃棄したにもかかわらず、備品台帳に記録されていない事例が見受けられた（防災対策課：携帯電話37,620円×6台、教育総務課（小学校）：プロジェクター190,944

円×1台、議会総務課：ビデオスイッチャー124,200円×1台)。また、ソフトウェアについて、使用権を証明するものがなくなっていたが備品台帳に記録されていない例もあった(障がい福祉課：一式88,000円)。

備品台帳の記録が実態と乖離していることは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一つの要因になりうるため、備品の異動の情報は遅滞なく備品台帳に登載する必要がある。

- 2 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、市が負担金又は貸付金を支出した監査対象部局所管の団体のうち市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務は、重要な点において当該負担金又は貸付金の目的に沿って行われており、また、団体の現金管理は、下記の事項を除き重要な点において正確であると認められた。

#### [除外事項]

小田原市生涯現役推進協議会では現金出納簿が無く、現金出納簿と預金通帳との照合による現金のチェックが行われていなかった。

上記除外事項を含め、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので以下に記載する。

- (1) 現金出納簿の作成及び預金通帳との照合について [企画部未来創造・若者課]

市職員が事務局を担う団体が保有する現金については、現金出納簿を常備し、現金出納簿と預金通帳とを照合することなどにより、適正に管理することとされている。

しかしながら、小田原市生涯現役推進協議会では、団体の予算執行を管理する帳簿は作成していたが、当該帳簿には収入を記載する欄がないため、現金の受入額が帳簿では分からず、また、予算執行残額は記録されているが、現金の保有高も帳簿では分からなかった(予算執行残額は、預金通帳の残高とは一致しておらず、その差額は収入額の方であった)。

現金出納簿と予算執行を管理する帳簿とでは記載する内容が異なっており、団体の現金を適正に管理するためには、現金の受入額、払出額及び保有高を受払いの都度記録する現金出納簿が欠かせない。当協議会是一个の預金口座で現金を管理し、現金の受入れ、払出しも預金通帳の記録で分かるが、当該口座以外に預金や手持現金が存在しないことを目に見えるようにするのも団体の現金出納簿の役割であり、その意味でも現金出納簿は重要である。

また、おだわらSDGs実行委員会では、現金出納簿は作成され、預金通帳と照合した記録はあったが、現金出納簿の現金保有高の記載に誤りがあった。

団体の現金を適正に管理するためには、現金出納簿を備え付け、受払額及び保有高を正確に記録した上で、預金通帳等との照合を確実に行う必要がある。

- 3 監査対象の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおり改善を要するものとして指摘すべき事項が認められた。

- (1) 移住定住促進事業 [企画部企画政策課]

当事業は、移住地としての認知度の向上を通じて本市への移住促進を図ることを目的としている。

相談件数を効果測定の指標としており、移住地としての本市の認知度の向上を測る指標としては適切と考えられる。

相談件数は、目標値を大きく上回っており、また、所管課としては、毎年度、前年度比増を目指しているとのことであった。移住地としての本市の認知度の向上について、所管課の評価は妥当であり、事業は効果を上げていると思われる。

しかしながら、本市への移住促進について指標を設定していないため、評価をしていない。所管課としては、社会増を指標とすることを検討しているが、社会増の要因は様々であるため、当事業が社会増にどの程度寄与したかを判断するのが難しいとのことであった。社会増のほか、当事業に基づく移住者数など指標は複数あってよいと思われるので、本市への移住促進について、当事業の効果が見える指標を設定する工夫が必要と考える。

当事業は複数の委託事業を展開しているが、個々の事業について、きめ細かく検証・改善がされていることは高く評価できる。引き続き検証・改善に取り組むことを期待する。特に、相談を受けたが移住には至らなかったケースについて検証を深めることが望まれる。

## (2) 高齢者筋力向上トレーニング事業 [福祉健康部健康づくり課]

当事業は、高齢者を対象に運動器の機能向上・維持に係る運動を実施するとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発等により介護予防を図ることを目的としている。

所管課では、各種教室の参加延べ人数を効果測定の指標とし、目標値は令和元年度の実績を基準に設定している。この目標値は、第8期おだわら高齢者福祉介護計画に定められており変更できないとのことであるが、そうであるとしても、コロナ禍という想定外の状況下で、別途目標値を設定するなどの工夫をする余地はあったと考える。適切な目標値を設定することにより、事業の効果はどの程度あったのか、どのように事業を改善すれば良いのか等、目標値に照らして評価することが可能になると考える。

なお、第9期おだわら高齢者福祉介護計画が令和6年度からスタートするとのことであり、効果測定の指標及び目標値を改めて検討する必要があると考える。指標については、なるべく多くの人に参加してもらうのが望ましいことからすれば、現行の参加延べ人数ではなく、実人数のほうが良いと考える。また、人数も大事であるが、地域ごとの状況を反映した指標や、この事業によりどれだけ介護予防につながったか測定できる指標についても検討する必要があると考える。

## (3) 放課後児童健全育成事業 [教育部教育総務課]

当事業は、保護者が日中不在である小学生に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な生活や遊びの場を提供し、健全な育成を図ることを目的としている。

入所児童数及び待機児童数を効果測定の指標とし、所管課によれば入所児童数が入所ニーズ（以下、「量的ニーズ」という。）を表し、待機児童数は量的ニーズへの対応結果を表すとしている。待機児童数は、事業目的である量的ニーズの充足の達成度合いを測定する指標として適当であり、その目標値が0人であることも適当である。平成30年度以降待機児童数の実績が0人であることからすると、量的ニーズへの対応については一定の水準で達成できていると考えられる。

しかしながら、量的ニーズの捉え方については、「市全体」で「入所した児童」が何人いたかを指標とする一方で、評価する際には、例えば「11校」で「入所を希望する児童」の増加に対応ができた、とするなど、指標として設定していない「学区ごと」の「入所希望児童数」によって量的ニーズを捉えたりしている。これでは量的ニーズの指標を設け、待機児童数を量的ニーズの状況と関連させて効果を測定しようとする意図が十分に生かされていないと思われる。

児童は他の学区のクラブに入所できないという当事業の性格上、学区ごとの入所希望児童数の要素を加味した指標によってニーズを捉える必要があると考える。こうした指標を設けて量的ニーズの状況をよく見えるようにすることで、委託の効果や課題などについても見えてくるのではないかと考える。

なお、総合計画においては質的ニーズの充足を測る「放課後児童クラブを楽しんでいる児童の割合」を目標値に設定している。これも指標に追加し、事業の改善に生かしていくことが必要と考える。

## 第8 監査の結果に添える意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に基づき次の意見を付記する。

### 1 キャッシュレス決済に係る収入事務について [企画部デジタルイノベーション課]

令和4年8月29日から、市の一部窓口における手数料等の支払において、電子マネー等によるキャッシュレス決済が導入された。今回監査対象とした課の収入にもキャッシュレス決済によるものがあることから、キャッシュレス決済に係る収入事務について監査したところ、手数料等を支払う市民には直接影響はないものの、収入事務を正確に行う上で改善が必要と思われる点が見られたので以下に記載する。

#### (1) キャッシュレス決済に係る収入の記録について

キャッシュレス決済においては、現金としての収入がないが、消防手数料のキャッシュレス決済9月分57,400円について、当該手数料を取り扱う所管課（消防総務課・予防課）では、収入金計算簿の10月31日の欄に記載していた。

所管課によれば、キャッシュレス決済に係る収入についての取扱いが分からず、何らかの形で記録しようとしたとのことであり、収入の記録を残そうとしたこと自体は責められるべきではないが、収入金計算簿に現金によらない収入を記載してしまうと、現金の受払いの動き及び保有高を記録する帳簿の意義が損なわれることとなる。

この事例は、キャッシュレス決済に係る収入を記録するルールが定められていないことに起因すると思われる。

#### (2) キャッシュレス決済に係る収入金額の確認等について

所管課がデジタルイノベーション課に報告した9月分のキャッシュレス決済支払集計表の金額は、同月分の消防手数料の申請書（キャッシュレス決済に係る分）の合計金額及び指定納付受託者からデジタルイノベーション課に報告された金額と一致していた。

しかし、所管課の上記支払集計表の決裁文書には、証憑となるべき日計レポートの添付はなく、上記申請書と対応していない売上票が添付されていた。日計レポートについては、廃棄したとのことで保管されていなかった。

この事例は、所管課の事務が不適切なことだけでなく、日単位・月単位で確認すべき証憑、データ等について、及び当該証憑等の保管についてのルールが定められていないことに起因すると思われる。

これらは、キャッシュレス決済に係るルールの整備及び当該ルールについて所管課への周知が不足していることに起因するものであり、主管課であるデジタルイノベーション課はルールや手順を定め、それに基づき手数料等を取り扱う課は的確に事務を行う必要がある。

キャッシュレス決済は、市民の利便性の向上が図れるほか、現金の紛失、横領等のリスクがなく、今後の広がりが期待される場所である。新たな仕組みを導入したのであるから、しっかりと検証し、適切に運用できるように取り組むことを期待したい。